

2016年度 社会福祉法人ときわ会 法人本部事業計画書

1 法人基本方針

社会福祉法人制度の見直しに関する法案（社会福祉法その他）が国会で審議中であり、現状では政府の提案どおりに可決される見込みとなっている。2014年度からの「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」で掲げられた内容の具体化である。

法律案の概要は、制度改革に関するものと福祉の人材確保に関するものと二つの柱となっており、多くの条項は今年度4月からの実施を予定している。主な内容は、次のようになっている。

・制度改革関係

- 1 経営組織のガバナンスの強化
- 2 事業運営の透明性の向上(規程の整備)
- 3 財務規律の強化(内部留保の明確化、繰越資金の事業への再投資など)
- 4 地域における公益的な取り組みを実施する責務
- 5 指導監督の行政の関与の強化

・人材確保関係

人財確保の強化など一般的な促進策のほか、障害者支援施設については、社会福祉施設の退職金共済制度を介護保険施設と同様なものとする見直し

これらはいずれも、地域福祉の資源としての社会福祉法人としては、国民的・市民的な支えを受けていく上で、避けて通れないものであることも事実である。ときわ会としては、

この動きに対応し、かつ、いっそうの発展を図るための取り組みを今年度事業の中心とするため、以下の事項を基本に、次の重点を設定することとする。

従って、本年度のときわ会の基本的な方針は、制度改革の動きにも対応し、施設運営・組織運営のいっそうの改善を図ることが基本目標となる。

- 1 社会福祉法人制度見直しに対応する迅速な対応
- 2 継続発展が可能な経営管理体制の確立
- 3 将来の発展を確立するための長・中期計画の策定継続と迅速化
- 4 労働を軸とする日中施設の充実と、生活を軸とするグループホーム、相談事業を軸とする地域生活支援センターの充実
- 5 安定した事業の推進と安心して働ける労働環境の確立
- 6 地域、関係家族との連携

2 運営事業

次の施設・事業を運営する。（ ）内は、施設長または、担当世話人である。

- あさやけ作業所（中川 幸夫）
- あさやけ風の作業所（増田 桃子）
- あさやけ鷹の台作業所（西浦 孝幸）
- あさやけ第二作業所（庄司 完）
- サングリーン（布施 千恵子 就労B型支援・就労移行支援）
- 地域生活支援センターあさやけ（伊藤 善尚）
- 共同ホームこげら（中川 和子）
- 共同ホームつくしんぼ（仲川 理香）
- 共同ホームはやぶさ（植木 陽一）
- 共同ホームサンライズ（植木 恵理子）

○共同ホーム一步（松本 喜和 管理人）

3 法人の役員体制

- (1) 理事長 加藤 寛二
- (2) 理事 加藤 寛二、大西 光子、遠山 陽子、田邊 敏郎、中川 幸夫、
松本 喜和、上田 幸子、庄司 完、伊藤 仁道、杉本 豊和
藤井 京子（11名）

常任理事 遠山 陽子、田邊 敏郎、中川 幸夫、松本 喜和、庄司 完
担当 おおむね、以下の分担をしながら、次年度以降の望ましい執行体制
を研究し、確立する。

全体総括 田邊 敏郎
労務 中川 幸夫、田邊敏郎
財務 庄司 完、田邊敏郎
実践総括 中川幸夫
グループホーム運営指導と調整 松本喜和

- (3) 監事 山田 諭子、宍戸 芳子
- (4) 評議員 23名

4 各施設の財政運営 別紙の議案の通り。

5 各施設の事業計画 別紙の議案のとおり。

6 年間行事と日程

- (1) 理事会・評議員会 年間3回・その他随時
 - (2) 常任理事会 原則月1回・ただし必要に応じ随時の協議を行う。
 - (3) 施設長会議 年間10回・原則月1回
 - (4) 合同職員会議 原則年間1回
- なお、年間日程表は、別紙の通り。

7 重点目標

以下の項目は、第1項の基本方針のうち、今年度の課題として重点的に取り組むものを
掲示したものであり、進行状況によっては理事会・評議員会にかけながら修正していく
ことがある。

- (1) 中・長期計画の策定
昨年度に引き続き、取り組みを強化する。
- (2) 施設整備について
今年度は、小川東町の「女性専用グループホーム」開設の実現を図る。また、各施
設とも老朽化の進んでいるところもあるので、短期的な整備計画を作成・研究する。
- (3) 管理運営体制の強化
時代に即した管理運営体制を確立するため、次のことを行う。
 - ア 経営基盤強化のため、財務の長期計画を作成して方針を共有する。主として、運
営費・施設整備計画を施設ごとに作成する。当面、2015年度から積立金等の処
理方針を実行する。
 - イ 契約マニュアルを作成する。
 - ウ 施設単位だけでなく、法人全体の運営を見通した管理規則を研究する。
 - エ 組織運営の改善のため、定款細則の見直しを行い、執行役員・施設長の役割分担
を明確化する。

オ 法人としての規程集を作成する。

規程集に収録するのは、以下のとおり。

- ・定款
- ・定款細則
- ・就業規則・給与規程
 育児介護規程、旅費規程
- ・経理規程
- ・各施設の運営規程

カ 基本情勢をふまえ、財務・税務の正確な執行のため、外部から公認会計士等の顧問を依頼し、事務処理に遺漏の内容に対応する。

(4) 就業規則・給与規程の見直し

職員数も年々増加し、そこで生起する労務問題はきわめて多様になっている。さらには、勤務条件も施設によりかなり違ってきたところも増えているので、就業規則の見直しが必要である。その際、次のような事項を労働組合等とも協議しながら、現状についての確認をし、より働きやすい事業体を構築していく。

- ・給与の見直し（都基準の不規則取り入れの見直し）と運用基準の見直し
- ・各種手当の見直しと運用基準の明確化
- ・考査制度の導入の可否についての研究

(5) 地域貢献の推進

- ・地域の福祉活動、研究活動等への積極的参加
- ・地域要求の研究と掘り起こし、対応

(6) 職員の資質向上と人材確保

- ・職員の専門性の育成のための法人としての援助
 各種専門研修への参加、自主的グループ研究等への援助等
- ・先を見通した人材の確保の取り組み